

十和田市告示第 112 号

入札公告の一部を訂正する公告

令和 6 年 5 月 10 日付け十和田市告示第 99 号で公告した（教総）第 3 号 十和田市総合体育センター長寿命化改修電気設備工事の公告内容を次のとおり訂正するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 16 日

十和田市長 小山田 久

記

訂正内容

入札公告の「2 入札に参加する者に必要な資格」の（3）ア中「保有すべき」を「保有するべき資格をいう。」に訂正する。